

環境県民局 資 料	No. 11
--------------	--------

令和8年5月19日 課 名 環境県民局産業廃棄物対策課 担当者 課長 河原 内 線 2962

産業廃棄物最終処分場（三原市）の設置許可取消訴訟控訴審に係る判決言渡しについて

1 要旨

県が行ったジェイ・イー・ビー協同組合の産業廃棄物最終処分場（三原市本郷町）の設置許可処分に対して、三原市及び竹原市の住民12名から提起された取消訴訟に係る控訴審について、令和8年5月14日、広島高等裁判所から、次のとおり、判決言渡しがあった。

【判決の内容】

訴訟の内容	結果
産業廃棄物処理施設設置許可処分の取消請求（控訴審）	県の控訴認容 （住民の請求を棄却する）

2 今後の対応

今後とも、法令に基づき適正に事務を執行するとともに、地域住民の皆様の御懸念を重く受け止め、廃棄物処理法に基づく監視指導を徹底する。

[参考1] 産業廃棄物最終処分場の概要

設 置 者	ジェイ・イー・ビー協同組合 代表理事 藤田 裕二 （東京都目黒区洗足二丁目17番21号）
所 在 地	三原市本郷町南方字観音平 22179 番地 1 外 6 筆
施 設 の 種 類	安定型最終処分場
施 設 能 力	埋立面積：96,939 m ² 、埋立容量：1,038,125 m ³
埋 立 品 目	廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類
設 置 許 可 年 月 日	令和2年4月23日
処 分 業 許 可 年 月 日	令和4年8月26日

[参考2] 裁判の経緯

令和2年 4月 23日	東部厚生環境事務所が産業廃棄物処理施設設置許可
令和2年 7月 15日	三原・竹原両市の住民12名が許可の取消しを求める訴えを広島地方裁判所に提起
令和5年 7月 4日	地裁判決（県敗訴：設置許可処分を取り消す）
令和5年 7月 14日	県が広島高等裁判所へ控訴
令和8年 2月 2日	結審
令和8年 5月 14日	控訴審判決